

山形県県土整備部デジタル技術活用工事実施要領

1. デジタル技術活用工事

1-1 山形県県土整備部デジタル技術活用工事実施要領の適用について

デジタル技術活用工事の施工にあたっては、本実施要領に基づいて行うものとする。

1-2 概要

デジタル技術活用工事とは、別紙に例示するデジタル技術を活用する工事である。

なお、例示するデジタル技術については、建設現場における生産性向上、省力化に資する技術を広く対象とし、県建設企画課のHPでその対象となる技術を示すものとする。

1-3 デジタル技術活用工事の対象工事

デジタル技術活用工事の対象工事は、原則、山形県県土整備部が発注するすべての工事を対象とする。

1-4 デジタル技術活用工事の発注方式

デジタル技術活用工事の発注方式は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型

当初設計金額が3千5百万円（消費税を含む）以上の工事（ICT活用工事における発注者指定型を除く。）

(2) 施工者希望型

当初設計金額が3千5百万円（消費税を含む）未満の工事

2. デジタル技術活用工事実施の推進のための措置

2-1 工事成績評価における措置

発注方式に関わらず、デジタル技術を活用した場合は、「建設工事成績評価における留意事項」等に基づき、適正に評価するものとする。

なお、評価の詳細（加点内容）については、別紙に記載のとおりとする。

また、未履行の場合は下記のとおりとする。

(1) 発注者指定型

受注者の責によりデジタル技術が活用されない場合は、契約違反として工事成績評価から減点する。

ただし、当該工事が別途定める「ICT活用工事」の全面活用もしくは部分活用をした場合においては、デジタル技術を活用しない場合でも、未履行の減点対象としない。

(2) 施工者希望型

デジタル技術の活用については、受注者からの協議によって実施することから、工事成績評価からの減点は行わない。

3. デジタル技術活用工事の導入における留意点

3-1 工事費の積算

デジタル技術の活用に伴い発生する費用の工事費への計上については、別紙に示したとおりとする。

実施要領等により費用を別途計上できるデジタル技術を活用する場合、発注者から受注者に対して、実施に係る経費について見積書の提出を求め、受発注者協議の上で設計変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日以後に施行伺を行う工事から適用する。

【参考資料】

■特記仕様書に次の事項を記載する。

発注者指定型の場合

〇ー〇 デジタル技術活用工事について

本工事は、建設現場における生産性向上や省力化に資するデジタル技術の活用を図るため、対象となるいずれかのデジタル技術を原則活用する、デジタル技術活用工事（発注者指定型）である。

なお、対象となるデジタル技術については、県建設企画課のHPで示すものとする。

契約後、受注者は速やかに、活用するデジタル技術を発注者と協議すること。

デジタル技術の活用を実施するために使用する機器類は、受注者が調達、準備すること。

〇ー〇 デジタル技術活用工事の費用について

デジタル技術の活用に伴い発生する費用の工事費への計上については、県建設企画課のHPで示すとおりとする。

実施要領等により費用を計上できるデジタル技術を活用する場合、発注者から受注者に対して、実施に係る経費について見積書の提出を求め、受発注者協議の上で設計変更を行うものとする。

施工者希望型の場合

〇ー〇 デジタル技術活用工事について

本工事は、建設現場における生産性向上や省力化に資するデジタル技術の活用を図るため、対象となるいずれかのデジタル技術を希望により活用する、デジタル技術活用工事（施工者希望型）である。

なお、対象となるデジタル技術については、県建設企画課のHPで示すものとする。

契約後、受注者は速やかに、活用するデジタル技術を発注者と協議すること。

デジタル技術の活用を実施するために使用する機器類は、受注者が調達、準備すること。

〇ー〇 デジタル技術活用工事の費用について

デジタル技術の活用に伴い発生する費用の工事費への計上については、県建設企画課のHPで示すとおりとする。

実施要領等により費用を計上できるデジタル技術を活用する場合、発注者から受注者に対して、実施に係る経費について見積書の提出を求め、受発注者協議の上で設計変更を行うものとする。